

第 12 次東御市交通安全計画 素案概要

1 計画策定について

(1) 趣旨

市と関係行政機関等が一体となって市内の交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、長期的な施策の大綱を定めるものです。

(2) 計画の位置づけ

国の第 12 次交通安全基本計画が令和 8 年 3 月に策定されたことに伴い、長野県が第 12 次長野県交通安全計画を令和 8 年 6 月に策定しました。これらの計画に基づき、市において第 12 次東御市交通安全計画を策定します。

(3) 計画期間

令和 9 年度（2027 年度）～令和 13 年度（2031 年度）の 5 年間

2 市の現状と第 12 次計画の目標

(1) 現状

交通事故発生件数は高止まりの状況となっています。特に高齢者の人身事故が全体のおよそ 3～4 割の状況を占めている状況です。

過去 5 年間の交通事故件数 年平均 75 件、負傷者数 年平均 90 人

※詳細は計画素案 8～9 ページ

(2) 数値目標

交通事故死者数 0 人、負傷者数 80 人以下

(3) 重点目標（基本方針）

目標 1 関係機関と連携した人優先の安全・安心な道路交通環境の整備促進

目標 2 生涯を通じた交通安全教育の推進とルールへの遵守

目標 3 高齢者の交通事故防止と安全な移動への支援

目標 4 自転車の安全利用の推進と被害軽減対策

目標 5 地域関係機関の協働による交通安全活動と秩序の維持

3 計画内容の主な変更点

項目	第 11 次交通安全計画	第 12 次交通安全計画（案）	変更の主なポイント
施策 の柱	8 つの対策項目 ・ 環境整備 ・ 交通安全思想の徹底 ・ 安全運転の確保 ・ 車両の安全性の確保 ・ 道路交通秩序の維持 ・ 救助救急活動の充実 ・ 被害者支援の充実 ・ 踏切道の交通安全	3 つの対策項目 ・ 道路交通環境の整備 ・ 交通安全思想の普及徹底 ・ 被害者支援の充実と推進	・ 重点目標を明確化 ・ 8 つの施策を 3 つに統合し整理 ・ 活動実態に見合った対策の整理 ・ 法改正に伴う内容（自転車の青切符導入、生活道路の最高速度変更等）や特定小型原動機付自転車等（電動キックボード等）の小型モビリティに関する内容の追加

4 施策の3本柱と推進体制

(1) 第1節 道路交通環境の整備

全ての市民が安全かつ快適に移動できる道路空間を構築するため、生活道路から幹線道路に至るまで総合的な環境づくりを推進します。生活道路では時速30キロ規制の浸透を図りつつ、通学路の定期点検等を通じて特に子どもや高齢者等の歩行空間の安全を守ります。また、交通事故の起こりやすい危険箇所の重点的な改善や、交差点の改良、標識・照明の高度化を行い事故抑止につなげます。

さらに、高齢者等の運転免許証自主返納事業や災害時に備えた道路整備や情報提供等を進めます。

(2) 第2節 交通安全思想の普及徹底

市民一人ひとりの交通安全意識とマナーの向上を図るため、年齢やライフステージに応じた体系的な交通安全教育を推進します。幼児から高齢者まで参加・体験・実践型の教育を行うほか、横断歩道における歩行者優先や、自転車の「ながらスマホ」禁止や「青切符」制度等の新ルール周知を徹底していきます。

また、シートベルトの全席着用や飲酒運転根絶の啓発等、事業者や地域住民が一体となった参加・協働による交通安全活動を積極的に展開していきます。

(3) 第3節 被害者支援の充実と推進

交通事故に遭われた方やそのご家族を総合的に支えるため、損害賠償保障制度の適正な運用と加入促進に取り組みます。自動車損害賠償保険（自賠責共済）や任意の自動車保険に加え、高額な賠償責任が発生する自転車事故に対応する損害賠償保険への加入を強く促進します。

さらに、東北信市町村交通災害共済の加入を呼びかけ、安心できる被害者救済の体制づくりの強化に努めます。

5 計画策定の経過と今後のスケジュール

時 期	内 容
令和8年9月2日	まちづくり審議会諮問
9月3日	9月議会全員協議会での報告
9月3日	上田地域振興局への意見照会
10月1日～11月3日	パブリックコメント実施
11月～12月	パブリックコメントの意見反映、調整等
12月	まちづくり審議会審議
令和9年2月	まちづくり審議会答申
3月	計画策定
4月	計画公表